

お客様各位

郡山信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、郡山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、「ことら送金」の取扱開始に伴い、当金庫は、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1.対象となる当座勘定規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

2.改定内容（一部抜粋）

- (1) 当座勘定規定（一般用） （アンダーラインが変更箇所）

第9条（支払いの範囲）

- (1) (略)
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用） （アンダーラインが変更箇所）

第10条（支払いの範囲）

- (1) (略)
- (2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- (3) 手形の金額の一部支払いはしません。

3.改定日

令和5年8月23日（水）

以上